

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和8年4月施行）

改訂案		現行		
P1	<p align="center"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>1. 1 一般事項</b></p> <p><b>1.1.1 適用範囲</b></p> <p>1 この仕様書は、秋田市上下水道局（以下「甲」という）が受注者（以下「乙」という）により施工する配水管布設工事等に適用する。</p> <p>2 この仕様書に定めのない事項は、別に定める特記仕様書によるものとし、双方に定めのない事項は、秋田県土木工事共通仕様書（以下「県仕様書」という。）によるものとする。ただし、第1編共通編のうち第1章総則については秋田市土木工事共通仕様書によるものとする。</p> <p>3 この仕様書と特記仕様書の定めとが異なるときは、特記仕様書による。</p> <p><b>1.1.2 法令等の遵守</b></p> <p>工事の施工に当たり乙は、次に掲げる法律およびその他関係法令、条例、規則等を遵守すること。</p> <p>水道法・建設業法・道路法・道路交通法・労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・労働者災害補償保険法・緊急失業対策法・騒音規制法・振動規制法・河川法・港湾法・消防法・文化財保護法・中小企業退職金共済法・水質汚濁防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・火薬類取締法・毒物及び劇物取締法・労働安全衛生規則・酸素欠乏症等防止規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・再生資源の利用の促進に関する法律・製造物責任法・水道施設設計指針・土木工事安全施工技術指針・石綿障害予防規則・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律</p> <p>なお、これら諸法規の運用適用は乙の負担と責任において行うこと。</p> <p>乙は、工事の施工に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続に当たっては、あらかじめ監督員と打合せのうえ、迅速・確実に行い、その経過については、速やかに監督員に報告すること。</p> <p><b>1.1.3 官公署等への諸手続</b></p> <p><b>1.1.4 疑義の解釈</b></p> <p>仕様書（特記仕様書含む）および設計図に疑義を生じた場合は、甲の解釈による。</p> <p><b>1.1.5 提出図書</b></p> <p>1 乙は、指定の日までに甲の定める表-1.1の図書を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた図書は、別に提出させることができる。</p> <p>2 提出した図書に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。</p> <p>3 様式に押印のないものについては、電子メールによる提出を可とする。</p>	P1	<p align="center"><b>第1章 総則</b></p> <p><b>1. 1 一般事項</b></p> <p><b>1.1.1 適用範囲</b></p> <p>1 この仕様書は、秋田市上下水道局（以下「甲」という）が受注者（以下「乙」という）により施工する配水管布設工事等に適用する。</p> <p>2 この仕様書に定めのない事項は、別に定める特記仕様書によるものとし、双方に定めのない事項は、秋田県土木工事共通仕様書（以下「県仕様書」という。）によるものとする。ただし、第1編共通編のうち第1章総則については秋田市土木工事共通仕様書によるものとする。</p> <p>3 この仕様書と特記仕様書の定めとが異なるときは、特記仕様書による。</p> <p><b>1.1.2 法令等の遵守</b></p> <p>工事の施工に当たり乙は、次に掲げる法律およびその他関係法令、条例、規則等を遵守すること。</p> <p>水道法・建設業法・道路法・道路交通法・労働基準法・労働安全衛生法・職業安定法・労働者災害補償保険法・緊急失業対策法・騒音規制法・振動規制法・河川法・港湾法・消防法・文化財保護法・中小企業退職金共済法・水質汚濁防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・火薬類取締法・毒物及び劇物取締法・労働安全衛生規則・酸素欠乏症等防止規則・建設工事公衆災害防止対策要綱・再生資源の利用の促進に関する法律・製造物責任法・水道施設設計指針・土木工事安全施工技術指針・石綿障害予防規則・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律・公共工事の品質確保の促進に関する法律</p> <p>なお、これら諸法規の運用適用は乙の負担と責任において行うこと。</p> <p>乙は、工事の施工に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続に当たっては、あらかじめ監督員と打合せのうえ、迅速・確実に行い、その経過については、速やかに監督員に報告すること。</p> <p><b>1.1.3 官公署等への諸手続</b></p> <p><b>1.1.4 疑義の解釈</b></p> <p>仕様書（特記仕様書含む）および設計図に疑義を生じた場合は、甲の解釈による。</p> <p><b>1.1.5 提出図書</b></p> <p>1 乙は、指定の日までに甲の定める表-1.1の図書を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた図書は、別に提出させることができる。</p> <p>2 提出した図書に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。</p> <p>3 様式に押印のないものについては、電子メールによる提出を可とする。</p>	
表-1.1 提出図書一覧表		表-1.1 提出図書一覧表		
番号	名称	部数	提出期限	参考
1	工事施行届（工程表）	1	契約締結後5日以内	※1
2	共済掛金収納書届	1	契約締結後1ヶ月以内	※1
3	建退共証紙貼付実績書	1	完成届提出時	※1
4	法定外の労災保険証券等の写し	1	契約後速やかに	
5	施工体制台帳	1	下請負金額に関わらず全ての工事 で 着工の5日前	
6	施工体系図	1	着工の5日前	※1
7	施工計画書	1	着工の5日前	
8	段階確認書	1	段階確認前	※1
9	材料承認願	1	着工の5日前	※1
10	再生資源利用計画書	1	工事契約後14日以内	※2
11	再生資源利用促進計画書	1	工事契約後14日以内	※3
12	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票	1	該当工事契約後14日以内	※3(1)

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和8年4月施行）

改訂案

P2

番号	名称	部数	提出期限	参考
13	再資源化等に関する説明書	1	契約前	※1
14	再資源化等に関する報告書	1	処分完了後速やかに	※4
15	工事完成・一時完成届	1	完成時	※1
16	請求書兼領収書	1	完成時	
17	出来形結果表	1	完成時	※1
18	出来形管理図表	1	完成時	※1
19	完成図	1	完成時	
20	舗装面積計算図	1	完成時	
21	工事記録写真帳	1	完成時(電子納品および紙)	
22	品質管理図表	1	完成時	
23	残土処理・産業廃棄物処理報告書	1	完成時 注1)	※1
24	交通誘導警備員報告書	1	完成時 注2)	※1
25	工事日誌	1	週1回月曜日提出(メールにて)	※1
26	週間工程表	1	工事日誌提出時(メールにて)	※1
27	管路の水圧試験報告書	1	試験後速やかに	※1
28	継手チェックシート(GX、NS)	1	工事日誌提出時	※1
29	EFソケット接合チェックシート	1	工事日誌提出時	※1
30	支給材料受領書	1	必要なとき	※1
31	支給材料返納書	1	配管終了後速やかに	※1
32	工事打合簿	1	必要なとき	※1
33	休日作業届	1	必要なとき	※1
34	年末年始・盆・ゴールデン期間工事休止届	1	必要なとき	※1
35	給水装置無償切替工事完成届	1	必要なとき	※1

- ※1 各種様式は上下水道局ホームページへ掲載（配水管工事等仕様書（様式集）  
<http://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>）
- ※2 以下に該当する建設資材を搬入する工事(秋田市土木工事共通仕様書より)
- (1) 体積が500 m<sup>3</sup>以上である土砂
  - (2) 重量が500t以上である砕石
  - (3) 重量が200t以上である加熱アスファルト混合物
  - (4) コンクリート
  - (5) コンクリートおよび鉄からなる建設資材
  - (6) 木材
  - (7) 塩化ビニル管・継手
  - (8) 石膏ボード
- ※3 以下に該当する建設資材を搬出する工事(秋田市土木工事共通仕様書より)
- (1) 体積が500 m<sup>3</sup>以上である建設発生土
  - (2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200t以上あるもの
  - (3) 建設汚泥
  - (4) 建設混合廃棄物
  - (5) 金属くず
  - (6) 廃塩化ビニル管・継手
  - (7) 廃プラスチック
  - (8) 紙くず
  - (9) 廃石膏ボード
  - (10) アスベスト
- ※4 再資源化実施書および再資源化促進実施書を添付すること

現行

P2

番号	名称	部数	提出期限	参考
14	再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票	1	該当工事契約後14日以内	※3(1)
15	再資源化等に関する説明書	1	契約前	※1
16	再資源化等に関する報告書	1	完成後速やかに	※1
17	工事完成・一時完成届	1	完成時	※1
18	請求書兼領収書	1	完成時	
19	出来形結果表	1	完成時	※1
20	出来形管理図表	1	完成時	※1
21	完成図	1	完成時	
22	舗装面積計算図	1	完成時	
23	工事記録写真帳	1	完成時(電子納品および紙)	
24	残土処理・産業廃棄物処理報告書	1	完成時 注1)	※1
25	交通誘導警備員報告書	1	完成時	※1
26	工事日誌	1	週1回月曜日提出	※1
27	週間工程表	1	工事日誌提出時	※1
28	管路の水圧試験報告書	1	試験後速やかに	※1
29	継手チェックシート(GX、NS)	1	工事日誌提出時	※1
30	EFソケット接合チェックシート	1	工事日誌提出時	※1
31	支給材料受領書	1	必要なとき	※1
32	支給材料返納書	1	配管終了後速やかに	※1
33	工事打合簿	1	必要なとき	※1
34	休日作業届	1	必要なとき	※1
35	年末年始・盆・ゴールデン期間工事休止届	1	必要なとき	※1
36	給水装置無償切替工事完成届	1	必要なとき	※1

- ※1 各種様式は上下水道局ホームページへ掲載（配水管工事等仕様書（様式集）  
<http://www.city.akita.lg.jp/suido/1008180/1008345.html>）
- ※2 以下に該当する建設資材を搬入する工事(秋田市土木工事共通仕様書より)
- (1) 体積が500 m<sup>3</sup>以上である土砂
  - (2) 重量が500t以上である砕石
  - (3) 重量が200t以上である加熱アスファルト混合物
  - (4) コンクリート
  - (5) コンクリートおよび鉄からなる建設資材
  - (6) 木材
  - (7) 塩化ビニル管・継手
  - (8) 石膏ボード
- ※3 以下に該当する建設資材を搬出する工事(秋田市土木工事共通仕様書より)
- (1) 体積が500 m<sup>3</sup>以上である建設発生土
  - (2) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であって、これらの重量の合計が200t以上あるもの
  - (3) 建設汚泥
  - (4) 建設混合廃棄物
  - (5) 金属くず
  - (6) 廃塩化ビニル管・継手
  - (7) 廃プラスチック
  - (8) 紙くず
  - (9) 廃石膏ボード
  - (10) アスベスト
- 注1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、原本（E票）を監督員に提示し確認を受けること。  
 また、検査終了後は法律で定められた期間、乙（排出事業者）が責任をもって保管すること。

配水管工事標準仕様書新旧対照表（令和8年4月施行）

改訂案	現行
<p>P3</p> <p>注1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、原本（E票）を監督員に提示し確認を受けること。 また、検査終了後は法律で定められた期間、乙（排出事業者）が責任をもって保管すること。 注2) 警備伝票の原本を監督員に提示し確認を受けること。</p> <p>1. 2 安全管理</p> <p>1.2.1 一般事項</p> <p>1 乙は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。 2 乙は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。 (1) 工事施工に当たり工事従事者の安全をはかるため、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法規を遵守すること。 (2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施すこと。 (3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、材料の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し、見やすい場所に掲示しておくこと。特に、ガス関連工事等については、緊急措置体制をとっておくこと。 (4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておくこと。 (5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適当な位置に消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。 3 危険物を使用する場合は、その保管および取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講ずること。 4 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続をとること。 5 乙は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通誘導警備員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。 6 乙は、工事の施工に先立ち、地下埋設物の有無を確認し、地下埋設物確認書にて監督員に報告するとともに、必要に応じ、協議のうえ対策を講ずること。 7 乙は、熱中症のおそれがある工事従事者が生じた場合の報告体制の整備として、現場責任者等の連絡先を見やすい場所に掲示しておくこと。 また、熱中症が生じた場合の必要な措置の実施手順を作成し、施工計画書に記載し提出するとともに、すべての工事従事者（交通誘導警備員等も含む）に周知すること。 8 乙は、上記のほか県仕様書の「1-1-1-30 工事中の安全確保」に従い、工事中の災害防止に必要な安全対策や安全教育・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>1.2.2 安全保安対策</p> <p>1 乙は、工事の施工に当たり、関係官公署の交通規制に係る指示に従うとともに、県仕様書に基づき交通の安全を確保するため、十分な施設を設置すること。また、保安施設設置標準図を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得ること。 2 保安設備は、車両および一般通行者の防げとにならないよう配置するとともに、常時適正保守管理を行うこと。 3 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないこと。 4 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、直ちに仮復旧をし、遅滞なく一般交通に開放すること。 5 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホールならびにボックスはこれを常時使用できるように確保しておくこと。 6 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すか仮覆工を設け、又は保安ネット等で覆っておくこと。た</p>	<p>P3</p> <p>1. 2 安全管理</p> <p>1.2.1 一般事項</p> <p>1 乙は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めること。 2 乙は、工事現場内の危険防止のため保安責任者を定め、次の事項を守るとともに、平素から防災設備を施すなど常に万全の措置がとれるよう準備しておくこと。 (1) 工事施工に当たり工事従事者の安全をはかるため、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法規を遵守すること。 (2) 工事現場における安全な作業を確保するため、適切な照明、防護柵、板囲い、足場、標示板等を施すこと。 (3) 万一の事故の発生に備え、緊急時における人員召集、材料の調達、関係連絡先との連絡方法等を確認するとともに図表等に表し、見やすい場所に掲示しておくこと。特に、ガス関連工事等については、緊急措置体制をとっておくこと。 (4) 暴風雨その他、非常の際は、必要な人員を待機させ、臨機応変の措置がとれるようにしておくこと。 (5) 火災予防のため火元責任者を定め、常に火気に対する巡視をするとともに、適当な位置に消火器を配備し、その付近は整理しておくこと。 3 危険物を使用する場合は、その保管および取扱いについて関係法令に従い、万全の方策を講ずること。 4 工事のため火気を使用する場合は、十分な防火設備を講ずるとともに、必要に応じ所轄消防署に届出又は許可申請の手続をとること。 5 乙は、工事の施工に当たり必要な安全管理者、各作業主任者、保安要員、交通誘導警備員等を配置して、安全管理と事故防止に努めること。 6 乙は、工事の施工に先立ち、地下埋設物の有無を確認し、地下埋設物確認書にて監督員に報告するとともに、必要に応じ、協議のうえ対策を講ずること。 7 乙は、熱中症のおそれがある工事従事者が生じた場合の報告体制の整備として、現場責任者等の連絡先を見やすい場所に掲示しておくこと。 また、熱中症が生じた場合の必要な措置の実施手順を作成し、施工計画書に記載し提出するとともに、すべての工事従事者（交通誘導警備員等も含む）に周知すること。 8 乙は、上記のほか県仕様書の「1-1-1-30 工事中の安全確保」に従い、工事中の災害防止に必要な安全対策や安全教育・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>1.2.2 安全保安対策</p> <p>1 乙は、工事の施工に当たり、関係官公署の交通規制に係る指示に従うとともに、県仕様書に基づき交通の安全を確保するため、十分な施設を設置すること。また、保安施設設置標準図を施工計画書に記載し、監督員の承諾を得ること。 2 保安設備は、車両および一般通行者の防げとにならないよう配置するとともに、常時適正保守管理を行うこと。 3 工事現場は、作業場としての使用区域を保安柵等により明確に区分し、一般公衆が立入らないように措置するとともに、その区域以外の場所に許可なく機材等を仮置きしないこと。 4 作業場内は、常に整理整頓をしておくとともに、当該部分の工事の進捗にあわせ、直ちに仮復旧をし、遅滞なく一般交通に開放すること。 5 作業区間内の消火栓、公衆電話、ガス、水道、電話等のマンホールならびにボックスはこれを常時使用できるように確保しておくこと。 6 作業場内の開口部は、作業中でもその場に工事従事者（保安要員）がいない場合は、埋戻すか仮覆工を設け、又は保安ネット等で覆っておくこと。ただし、作業時間中で工事場所の周辺が完全に区分されている場合は、この限りでない。 7 道路に覆工を設ける場合は、車両荷重等に十分耐える強度を有するものとし、道路面との段差をなくすようにすること。</p>